

住宅用火災警報器の設置はお済ですか？

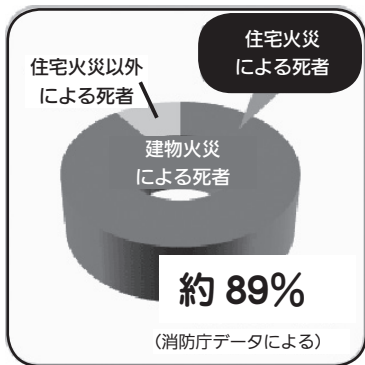
あと1か月！



住宅火災の逃げ遅れによる死傷者を防ぐため、皆さんお住まいの住宅の寝室や階段へ「住宅用火災警報器」の設置が、消防法により義務づけられました。

設置期限は、

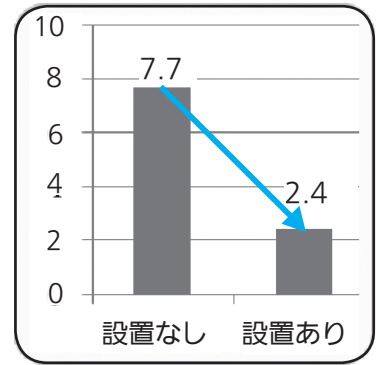
平成23年6月1日です。



建物火災のうち、約9割が住宅火災による死者です。



死亡原因の約6割が「逃げ遅れ」によるものです。



「住宅用火災警報器」の効果は、約3倍！(死者数が1/3に)

設置場所



■寝室

普段、誰かが就寝している部屋の天井、または、壁面に設置します。煙感知式の製品を選んでください。時々就寝するだけの客間などは、除きます。

■寝室のある階の階段

階段の踊り場の天井、または、壁面に設置します。

■台所

設置義務はありませんが、熱感知式の警報器の設置をお勧めします。

「住宅用火災警報器」は、消防・防災機器の取扱い店やホームセンター、電器店、大型スーパーなどで購入することができ、取り付けも簡単にできます。

また、購入するときには、<NSマーク>の付いた商品を選びましょう。

なお、消防署が「住宅用火災警報器」の販売や斡旋することはありません。悪質な訪問販売も心配されますので、みなさんご注意ください。

問合せ

八代広域行政事務組合消防本部予防課 ☎ 32-9227
八代市役所防災安全課 ☎ 33-4112